

平成 26 年度 第 2 回保安検査基準分科会 議事録

1. 日 時：平成 27 年 2 月 10 日（水） 10:00～12:00
2. 場 所：石油エネルギー技術センター 第 1 会議室
3. 出席者：
委 員：和高主査、加藤委員、神道委員、田中委員、橋口委員、古田委員、金子委員
[欠席：緒形委員、三浦委員]
オブザーバー：(METI) 遠藤室長補佐、山田係長、志村係長、肥後専門職員
(HySUT) 栗津様、(FCCJ) 濱野様
J P E C：川付、吉田、遠藤、小林、小森、佐藤、岡崎、中妻、相川、福本、相田
4. 配布資料
資料-分 14-02-01 平成 26 年度 第 1 回保安検査基準分科会議事録(案)
資料-分 14-02-02 JPEC ホームページの更新状況について
資料-分 14-02-03 保安検査基準委員会でのコメントと対応案
資料-分 14-02-04 保安検査基準 (JPEC-S 0001(2014))
5. 議事内容
 5. 1 前回議事録の確認
事務局より、前回の保安検査基準分科会（平成 26 年 7 月 23 日開催）の議事録案について、資料-分-14-02-01『平成 26 年度 第 1 回保安検査基準分科会議事録（案）』を用いて説明を行った。議事録案については、特にコメントはなく承認された。
 5. 2 保安検査基準のプロセスレビューについて
事務局より、資料-分-14-02-02『JPEC ホームページの更新状況について』を用いて、保安検査基準委員会及び保安検査基準分科会の検討状況、審議事項及び決議事項の説明を行った。
 5. 3 保安検査基準のプロセスレビューについて
事務局より、資料-分-14-02-03『保安検査基準委員会でのコメント対応案』及び資料-分 14-02-04『保安検査基準（圧縮水素スタンドスタンド関係）JPEC-S 0001(2014)』を用いて、保安検査基準案の変更点について説明を行った。
 - (1) 保安検査委員会でのコメントと対応案について
(委員)：資料 14-02-03 の比較表で太字になっている部分は、どういった意味があるのか。
(事務局)：保安検査基準委員会で指摘を受けた部分を太字で示している。アンダーラインになっている部分もあるが、特に違いはない。

(委員)：検討内容 No.8 の文言の中に「例示基準の内容については、保安検査基準に含まれていると考え、章立てせず」とあるが、どういった意味か。

(事務局)：保安検査基準に記載されている検査内容に例示基準の検査内容も含まれていると考え、例示基準の個々については別途検査方法を定めることはしないという意味である。

(2) 本基準の将来的な運用について

(委員)：将来的には、この保安検査基準が告示で定められ、水素スタンドの保安検査基準になるのか。

(事務局)：現在一般則 7 条の 3 では 82MPa が上限になっているが、本基準は 40MPa を上限としており、40MPa が上限の水素スタンドの保安検査基準だけを切り出して告示すると利用者が混乱することになる。そこで、40MPa 保安検査基準については自主基準として、都道府県に通知していただくこととし、次の 82MPa の保安検査基準が完成したときに告示のための審査をしていくことになると考えている。

(委員)：別表 3 に水素スタンドの保安検査の方法が定まっていたと思うが、それを補完するような自主基準というイメージになるのか。

(事務局)：その通りである。

(オブ)：40MPa のスタンドの基準が策定された際には、事務局が言ったような形で自治体に連絡することを考えている。40MPa のスタンドは、今後それほど増えるものではないため、82MPa の保安検査基準ができたときが、実質的な運用になるかと思われる。

(3) 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度

(委員)：高圧ガスの耐圧性能及び強度の部分の内容が、他に比べてかなり多いように感じるが。

(事務局)：LPG 改質のスタンドや液化水素のスタンドがあり、将来、有機ハイドライドを使うものも検討されており、こうしたものも含めて対応できるものが必要と考えた。

(委員)：この部分については、抜けや重複がないように確認した方が良い。

(事務局)：しっかり確認し対応する。

(委員) 4.3.2.1 の耐圧性能及び強度確認を必要としない設備について、コールドエバポレーターは含めなくても良いか。

(委員)：同じ二重殻構造の貯槽であるが、コールドエバポレーターは法令上、液化酸素、液化窒素、液化アルゴン、液化炭酸ガスについての設備であり、液化水素の貯槽はコールドエバポレーターではなく二重殻構造の貯槽に含まれると思う。

(事務局)：コールドエバポレーターは、水素ステーションで使用されることはないと考え、記載しない。

(委員)：水素配管について肉厚測定が必要になるのか。

(委員)：肉厚測定については、水素は腐食性のない高圧ガスに位置づけられ、外部の目視検査で減肉が認められた場合に肉厚測定を行えば良いことになるだろう。ただし、水素の品質が守られていることをどこかに書く必要があると思う。

(事務局)：本文中に注釈を入れるか検討中であるが、水素品質に関しては、48ページの解説の中に品質データを確認することと記載している。

(委員)：開放検査の周期について表2に記載されているが、LPGの貯槽は液石則だと5年か10年になるが。

(事務局)：一般則と液石則でLPG貯槽の開放周期が異なるが、7条の3スタンドのLPG貯槽は液石則扱いではないので一般則と同様にしている。

(4) 蓄圧器の非破壊検査

(委員)：貯槽の開放検査が表2に記載されているが、蓄圧器の非破壊検査が、ここから外れているのはなぜか。

(事務局)：蓄圧器については、7条の3で貯槽とは別なものとして扱われており、貯槽と蓄圧器の検査方法を明確にするために、蓄圧器の検査を別の項目とし超音波検査を実施することとしている。

(5) 安全装置等

(委員)：オリフィスの検査が35ページに記載されているが、放出ラインのオリフィスは高いところにあり確認できないようなことはないか。

(事務局)：遮断弁などは一つのフレームに入れることが規定されており、オリフィスもその中にあり操作手の届く位置にある。

(委員)：6.2.2 バネ式安全弁作動検査の作動検査で、4年に1回を2年に1回に変更しているが、内容から見て4年のままで良いのではないか。

(事務局)：KHKSでも4年に1回とされており、修正する。

(委員)：6.2.3の圧力リリーフ弁の作動検査で、圧力スイッチの作動検査を1年に1回と変更しているが、検査方法を準ずるとしている5.1.2では2年に1回となっている。準ずるといふ文言をなくすか、2年に1回に修正した方が良いのではないか。

(事務局)：圧力スイッチというのは圧力計に相当し、5.1.2の圧力計に準じ2年に1回に戻す。

5.4 その他

本日の議論を踏まえ、事務局にて保安検査基準案の修正案を作成し、書面投票にかけることとする。基準案について承認されれば、保安検査基準委員会にて審議することとなる。

以上